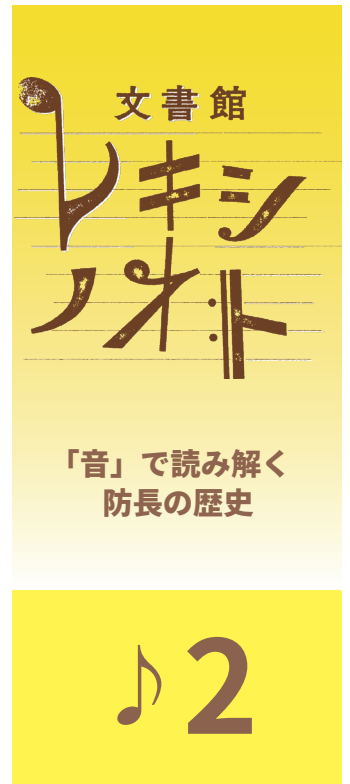




「当家制法条々」（県庁旧藩記録13）

歴史ノオト②

萩城正月、万治制法を読む

【万治制法】

万治制法は、萩藩で最も重要かつ基本とされた法令群です。2代藩主綱広の時、万治3年（1660）3月から寛文元年（1661）7月までに制定された30編の法令を総称してこう呼びます。「毛利氏家中の憲法」とも評されます。

とりわけ重要なものが万治3年9月14日制定の「当家制法条々」です。全33ヶ条からなるこの法令は、家臣が守らなければならない最も基本的なことがらを定めています。幕府の法、および毛利元就以来、代々毛利家で定められてきた法をもとに作成された点が大きな特徴です。その内容は、たとえば、

- 天下（幕府）の制法を守り、特にキリスト教を堅く禁止すべきこと
- 軍役（軍事的な義務）を忘れずに勤めること
- 常に文を学び、武を嗜むべきこと
- 公儀を軽んじ、法を破る者は政道の妨げであり、国賊として扱うこと
- 無許可で他国に出かけないこと

などの条文がありました。

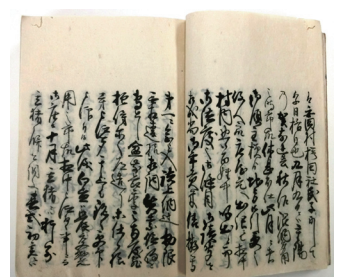
この法を守らない時には、罪の軽重により、斬首・切腹・国退・遠流・籠舎・閉門・過料など7つの罰を課するときびしく戒めています。

【正月11日の儀式】

毎年正月11日、萩城内に家臣たちを集め、この「当家制法条々」全文を読み聞かせる儀式が行われました。会場は萩城本丸御殿の竹之間でした。

「当家制法条々」の原本は、通常、御宝蔵と呼ばれる萩城内の蔵の中に納められていましたが、儀式前日、蔵の外に持ち出され、儀式の場で用いられました。しかし儀式当日、この法令原本が直接読まれたわけではありません。

法令原本は、居並ぶ家臣たちの前、儀式の行われる部屋の上座に、うやうやしく置かれました。儀式の場に藩主は臨席せず、法令原本が、いわば藩主の替わりにその場に据えられたのです。



百姓たちへの法令読み聞かせ
（「防長風土注進案」）

「風土注進案」の「風俗」の項に百姓たちへの法令読み聞かせに関する記述があります。

大島宰判久賀村（現周防大島町）では、「他国に出漁していた者たちが盆前に帰国すると、庄屋宅に皆を呼び寄せ、出漁中に出た法令・規則を伝え厳守を申し渡している」という記載があります。

また、一門六戸家の領地三丘（現周南市）では、毎年9月、村内惣百姓を集めた庄屋宅に役人が出向き、夜中、法令を読み聞かせ、遵守を命じ、百姓から誓約の請印を取ったといひます。

【読みがながある法令】

加判役など重臣たちも列席する儀式の場で法令を読み上げるのは直書役の仕事でした。その際使われたのは、「影之御制法」と呼ばれる法令原本を書き写したものです。

現在当館には、非常に太い巻物状態の「当家制法条々」があります。全部広げると27m余に及びます。特徴的なのは、一部の漢字に読み方（ルビ）や返り点があることです。このことから、この巻物は読むことを前提にしたものだったことがわかります。正月11日の儀式の場で、法令を家臣に読み聞かせるために用いられた「影之御制法」とは、これではないかと考えられます（綱広の黒印の押された法令原本は、現在毛利博物館に所蔵されています）。



読みがなや返り点が付けられた「当家制法条々」（部分）

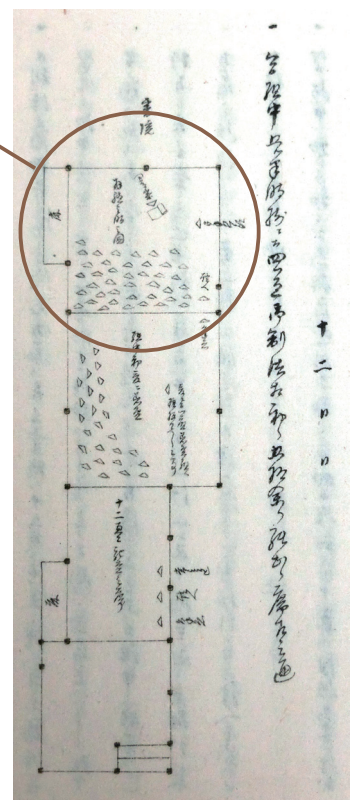
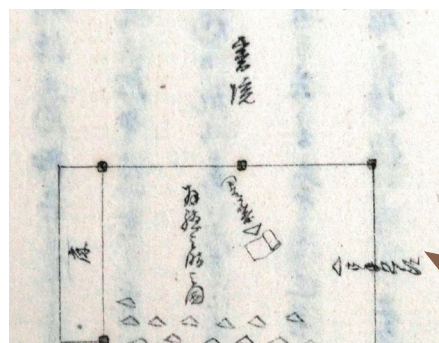
【きちんと聞くように】

「当家制法条々」が定められてから80年が経過した元文4年（1739）、藩から家臣たちに対して通達が出されています。それは、正月の法令読み聞かせの儀式に関するもので、次のような内容でした（毛利家文庫・諸省51「諸触書抜」）。

正月の法令読み聞かせの儀式に出席する家臣たちは、近年、総じて行儀がよくないように見える（けしからんことだ）。殿様の黒印が押された重要な法令なのであるから、手をついて拝聴すべきである。今後は心得よく、行儀良く拝聴するように。

万治制法の読み聞かせという正月恒例の儀式も、始まって80年も経つと、家臣たちはあまりまじめな態度で臨まなくなっていたようです。藩は、儀式と法令の尊厳を守るため、手をつき（畏まって）読み聞かせを聞くように、と再度きつく戒めているのです。

読み聞かせの儀式自体、次第に形式化していく側面もあったでしょう。ただし、儀式自体は慶応期まで継続しています。藩の最も基本的な法令を、毎年正月、家臣たちに読み聞かせ徹底させる。そうした行為が、藩政期を通じて続けられました。否が応でも万治制法は家臣たちの頭の中にすり込まれていったのではないのでしょうか。



1月11日に引き続き12日に各組中で行われる「御制法読知」の儀式の様子を描いた「浦日記」天保15年1月12日条。上座で巻物状の法令を読んでいる様子がみえます。（毛利家文庫71藩臣日記2）